

検討会の開催経緯・目的

- 「労働基準法施行規則第35条専門検討会」は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2に掲げる業務上疾病の範囲について、昭和53年以降、定期的に医学的な検討を行っているもの。（前回は平成25年度に開催。）
- 前回の検討会以降の新たな医学的知見の状況を踏まえ、別表第1の2に新たに追加すべき疾病があるか否かを検討。

検討疾病

- 労災請求のあった個別事案の業務上外を検討した医学専門家等による検討会において、業務と疾病との因果関係についての考え方が示された疾病
 - ※ 「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」で検討した疾病
- 労働基準法施行規則別表第1の2各号に規定する包括救済規定に該当した疾病
 - ※ 平成24年度から平成28年度において、別表第1の2各号に規定する包括救済規定に該当するとして認定された疾病
- 行政当局において情報収集を行った化学物質による疾病
 - ※ 前回の検討会報告の求めにより、行政当局において情報収集を行った「労働基準法施行規則別表第1の2第4号1の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める告示」に規定されている168の化学物質に係る新たな症状又は障害

検討結果

「オルトートルイジンによる膀胱がん」を別表に追加することが適当
【報告書3頁 参照】

現時点において別表に追加する必要のある疾患はないが、理美容師のシャンプー液等の使用による接触性皮膚炎に関しては「化学物質による疾病に関する分科会」を設置して検討を行うことが妥当
【報告書4頁 参照】

行政当局で収集を行った疾病に加え、大臣告示に規定されていない化学物質による疾病についても「化学物質による疾病に関する分科会」において検討を行うことが妥当
【報告書4～5頁 参照】